

団体の概要

(令和7年 1月 1日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじん よこはまししゃかいふくしきょうぎかい) 社会福祉法人 横浜市社会福祉協議会
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。	
(ふりがな) 名称	()
所在地	〒231-8482 神奈川県横浜市中区桜木町一丁目1番地 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査（様式6 同意書による）に使用します)
設立年月日	昭和26年3月（昭和28年3月 社会福祉法人認可）
沿革	昭和56年 社会福祉センター（ボランティアセンター・情報センター ・研修センター）受託開始 福祉情報紙「福祉よこはま」発行 昭和59年 地区センター・老人福祉センター受託開始 平成3年 在宅支援サービスセンター（現：地域ケアプラザ）受託開始 平成6年 横浜市地域福祉活動計画 策定 平成9年 福祉保健研修交流センター「ウィリング横浜」受託開始 平成10年 横浜生活あんしんセンター開所 平成16年 (財)在宅障害者援護協会が統合し、障害者支援センターとして設置 平成25年 中長期的な組織・活動の方針「長期ビジョン2025」を策定 平成25年 横浜市地域福祉活動計画を第3期横浜市地域福祉保健計画と一体的に策定 平成28年 生活支援体制整備事業受託 平成30年 第4期横浜市地域福祉保健計画 策定 令和2年 中核機関「よこはま成年後見推進センター」受託・設置 令和5年 第5期横浜市地域福祉保健計画 策定
事業内容等	(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 (4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 (5) 区社会福祉協議会の相互の連絡及び調整の事業 (6) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 (7) 共同募金事業への協力 (8) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修 (9) 横浜生活あんしんセンター事業の実施 (10) 横浜市老人福祉センターの受託経営 (11) 横浜市地域ケアプラザの受託経営 (12) 障害者支援センター事業の実施 (13) 障害者更生センターの受託経営 (14) 横浜市福祉保健研修交流センターの受託経営 (15) 横浜市高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業の受託経営 (16) 横浜市社会福祉センターの受託経営 (17) 横浜市地区センターの受託経営

	(18) 生活支援体制整備事業の実施 (19) 保育士修学資金貸付事業の実施 (20) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の実施 (21) 民間社会福祉事業従事者年金共済事業の実施			
財務状況 ※直近3か年の事業年度分	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	総収入	14,702,540,780	15,538,112,796	16,807,322,619
	総支出	14,520,111,657	15,516,193,414	16,660,945,940
	当期収支差額	182,429,123	21,919,382	146,376,679
	次期繰越収支差額	1,443,964,089	1,462,333,249	1,431,531,464
連絡担当者	【所 属】	[REDACTED]		
	【氏 名】	[REDACTED]		
	【電 話】	[REDACTED]		
	【FAX】	[REDACTED]		
	【E-mail】	[REDACTED]		
特記事項				

事業計画書

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

地域ケアプラザの指定管理者は、高齢者、子育て世帯、障害のある方など、誰もが地域の中で困りごとを抱えて孤立することのないよう、介護・医療や生活支援・介護予防等と地域住民による見守りや助け合い等の一体的な支援を、身近な日常生活圏域で行う役割を担います。

また、地域住民が主体となって、つながり支え合う地域づくりを進められるよう、横浜市地域福祉保健計画の策定・推進等を通じて、地域の課題を地域住民や関係機関と共有し、解決に向けた話し合いや活動を支援します。重点取組は以下の4点です。

1 住民主体の課題解決に向けた支援

移動販売や外出支援等の活動が、継続・発展できるよう、地域住民とともに検討します。企業や施設等の多様な主体と協力しながら、介護予防につながる取組を実施します。

2 認知症の人が安心できる地域づくり

認知症サポーター養成講座や認知症カフェの運営支援を通して住民の理解を広め、当事者・家族と地域をつなぎます。

3 地域に必要な事業の企画

子どもの居場所等を通した多世代交流や、担い手の発掘につながる機会を設けます。また、より身近な場所で講座等へ参加できるよう、地域の様々な場所で開催します。

4 住民と専門職の関係づくり

企業や福祉施設の地域の講座や行事等への参加を促進し、双方の関係づくりを進めます。また、ケアマネジャーと民生委員による勉強会や個別ケース等の情報共有を図れる機会を設けます。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して、情報収集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画を記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

下和泉地区、富士見が丘地区とともに、高齢化率が約30%で、主要駅まで高齢者はバスが頼りである中、運行本数が約1時間に1本と交通環境が不便な状況です。外出困難により、引きこもりがちな高齢者が増加し、心身状況が低下する可能性も危惧されます。こうした中、地域課題の解決を検討する場である「下和泉・富士見が丘施設連絡会（以下、「施設連絡会」という）」の事務局を担い、地域住民と近隣の福祉施設等をつなげ、サロンや食事会等への外出を支援する仕組みをつくり、高齢者の外出意欲を高める取組を進めています。

1 下和泉地区

地域行事や活動は連合町内会および地区社会福祉協議会（以下、「地区社協」という）単位のものが中心であり、住民が一堂に介する機会が充実していますが、単位町内会館がなく連合町内会館のみのため、多くの地域活動団体が地域ケアプラザを活動拠点としています。場の提供のみならず、すべての世代がより身近な場所で参加できる取組を支援しています。

子育て活動は、地区社協と民生委員児童委員協議会（以下、「民児協」という）のサロンを令和7年度より一本化し、担い手や活動資金の活用など、無理のない継続的な活動となるよう、場の提供や運営支援を行っていきます。

2 富士見が丘地区

ゆめが丘駅周辺は、令和6年に大型商業施設が開業し、今後マンションも順次完成予定であることから、ファミリー層を含む新たな住民の転入や交通量の増加等が見込まれます。その一方で、約50年前に造成されたエリアが2箇所あることや、少し離れると豊かな自然が広がる等、昔から続く魅力的な地域です。

子育て活動は、各町内会館にてサロンが活発に行われており、より身近な場所で参加できる環境が整っています。また、下和泉地区とともに「下和泉・富士見が丘地区子育て支援ネットワーク連絡会（以下、「子育てネットワーク」という）」を開催しており、事務局として運営等を支援しています。更に、障害施設が多くあり、障害の理解啓発の取組や地域と施設の関係づくりも活発に行われています。

(3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

1 地域・関係機関との連携

指定管理部門の地域包括支援センター、地域活動交流、生活支援体制整備の5職種（以下、「5職種」という）と所長が輪番で積極的に地域行事やサロン等へ参加することで、地域の状況把握や関係づくりを進めます。区役所・区社会福祉協議会（以下、「区社協」という）と協働して、地域福祉保健計画（地区別計画）を地域住民が主体的に策定して、課題解決に向けて取り組めるよう支援します。

2 多様な主体との連携

①近隣福祉施設（高齢・障害・保育）との顔の見える関係づくり、②施設の地域貢献活動についての理解促進と具体的な取組のイメージ化・きっかけづくり、③施設と地域との顔の見える関係づくりの3点を目的に、「施設連絡会」を隔月で開催しています。また、区内の社会福祉法人・企業等が地域貢献を実施する取組である「泉サポートプロジェクト」の拡充・推進のため、施設のみならず企業とも連携し、地域課題の共有やニーズに沿った地域貢献活動の実施・検討を進めています。



特別養護老人ホームによるサロンへの外出支援



企業による肌チェック

(4) 合築施設との連携について

同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法について、具体的に記載してください。

1 双方の強みを活かした連携

福祉・保健活動等を身近な場所で総合的に支援する地域ケアプラザと、スポーツ・余暇活動等を通して地域住民の交流を進める地区センターが、日常的に話し合いや情報共有を行い、互いの機能を理解し合い協力しています。

令和6年度は親子で参加できる「ピザづくり」「クリスマスクッキング」の共催や、地域ケアプラザ利用者向けに地区センターの運動講師による助言指導、双方の部屋や設備を提供しあった地域食堂の運営サポート等を行いました。引き続き地域からの幅広い期待に応えていけるよう連携しています。

2 センター・プラザまつりの開催

毎年5月に幅広い世代の地域住民へ対して双方の施設を開放し、利用団体や地域活動団体が参加することにより、団体PRと地域に根ざした活動に発展する一助となるよう開催しています。また、令和5年度からは「泉わくわく応援隊」の活動として、泉が丘中学校生徒の協力を得ながら実施し、地域主体の開催へと変わりつつある状況です。



地区センター調理室でピザづくり



まつりでの泉わくわく応援隊

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

本会では、「誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会をみんなでつくりだす」という活動理念の実現に向けて、会員組織としてのネットワークを活かした地域福祉活動を推進し、地域住民や関係機関の皆さんとともに地域の支えあい活動などの共助の層を厚くする取組を展開してきました。

1 基本方針（長期ビジョン・横浜市地域福祉保健計画）

団塊の世代が後期高齢者となり、様々な課題が想定される「2025年問題」などの福祉課題に對して本会の組織・活動の方向性を「長期ビジョン」としてまとめ、これを具体的に推進するために5年を単位とする「中期計画」を策定して取組を進めています。

現在、2040年までを見越した新たな長期ビジョンを策定中(令和6年度末完成予定)です。次期中期計画は、新たな長期ビジョンを踏まえ、令和7年度中に策定する予定です。

また、横浜市地域福祉保健計画については、横浜市と共同事務局として策定・推進に関わっており、これらの計画を事業に反映して取組を進めています。

2 事業実績 ※令和6年3月31日時点

本会は18区の区社協との連携のもと、市全体として地域福祉の推進を図ってきました。また、数多くの指定管理施設を運営するほか、横浜生活あんしんセンター及び障害者支援センターなど幅広い福祉分野の事業を実施しています。

（1）施設運営

福祉保健研修交流センター ウィリング横浜、横浜市健康福祉総合センター、地域ケアアプロザ、老人福祉センター、地区センター、障害者研修保養センター 横浜あゆみ荘等、複数の指定管理施設を運営しています。

個々の施設の特長を活かし、行政や区社協と連携しながら、地区社協、民生委員、ボラン

ティアなど福祉関係者とともに助け合いのまちづくりを進めています。

(2) 幅広い福祉保健人材の育成

社会福祉センターの運営や地域ケアプラザとの連携、ウィリング横浜における研修等を通じて地域福祉保健の人材育成に向けた取組を進めています。

(3) 地域における権利擁護の推進

横浜生活あんしんセンターを運営し、法人後見の受任、市民後見人の養成・活動支援、18区社協あんしんセンターの支援など地域における総合的な権利擁護の事業を実施しています。

(4) 障害福祉の推進

障害者支援センターを中心として障害理解の啓発や障害当事者団体の支援を進めるとともに、横浜市からの受託事業である障害者後見的支援制度の運営を通じて、障害当事者が地域で自分らしく暮らせる地域づくりに取り組んでいます。また、障害児者の地域生活、社会参加を促進するため、訓練会や地域活動ホーム、地域活動支援センター等の運営を支援しています。

(5) 会員活動と地域福祉の推進

本会は社会福祉施設、事業所、地域福祉活動団体、ボランティア団体などさまざまな立場、種別の会員で組織された協議体組織です（会員数：5881団体・人）。それぞれの組織課題や地域課題を解決するため、会員相互の課題解決力や専門性を活かした取組を行っています。

3 地域ケアプラザ事業への貢献実績

(1) 市内全地域ケアプラザで組織する地域ケアプラザ分科会の事務局運営

市域での職員連絡会や所長会の事務局を担い、共通課題の検討や研修を実施しています。

(2) 地域ケアプラザの人材育成

分科会全体会での所長向け研修や、職種別に組織された研究会における情報共有や課題検討等を介して、地域ケアプラザを運営する職員全体の業務の質の向上を図っています。

(3) 生活支援体制整備事業の推進支援

区社協と連携し、地域ケアプラザ等に配置されている第2層生活支援コーディネーターを支援しています。具体的には、地域課題の検討、研修実施、事業創出、事例集等による取組の可視化等を実施しています。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

1 予算の執行状況について

予算の執行にあたっては、過不足ないよう支出経過を見るなど予算管理を徹底し、必要に応じて予算の補正も適切に行ってています。令和5年度決算においては経常増減差額及び当期活動増減

差額とともにマイナスとなっており、その主な要因は、本会が実施する年金共済事業で運用しているシステムにかかる減価償却費が生じたことや、地域ケアプラザにおいて、賃金上昇や物価高騰に伴う費用増に対し、介護保険事業収入や指定管理料収入が不足したことです。システムの減価償却が令和8年度末で終了予定のため、システムの大規模改修や入替がなければ令和9年度以降は費用が発生しない見込みです。また、介護保険事業については、通所介護事業における介護報酬加算の取得による収益増や、営業日数の見直し等による収支改善に取り組んでいます。

法人全体としては支障ない運営を行っており、健全な経営に努めています。

2 法人税等の滞納の有無について

法人税や消費税、固定資産税など納税に係る業務については、税理士に一部業務を委託し、また同者の指導のもと、適切な納付に取り組んでいます。現時点で滞納などはありません。

3 財務状況の健全性について

法人全体の財政状況については、月次試算表作成に合わせ流動比率や人件費比率、経費比率などを確認し、情報を把握しています。また、施設の運営状況については、法人本部と連携し収支状況を常に把握し、収支状況を確認しながら事業活動が滞ることがないように努めています。

法人全体としては、民間の社会福祉施設整備のための資金貸付事業における借入金がありますが、償還金を原資として確実に返済しており、法人運営に支障をきたすことはありません。なお、本事業は新規貸付を終了しており、今後借入金は増加しません。

4 安定した経営ができる基盤について

本会財務状況は、予算管理を徹底することでより安定した経営ができるよう努めています。日々の経費支出から資産等の管理に至るまで、予算の範囲内で行うことを前提とし、必要に応じて予算の補正を行うことで安定した事業活動を行っています。

また、本会では平成29年度から会計監査人による監査を実施し、財務・会計等の指導を随時受け、社会福祉法人会計基準を遵守した財務活動を行っています。そのうえでより安定的な経営が行えるよう、内部検討のみならず、所管局でもある横浜市健康福祉局と密に連携しながら安定的な法人運営に努めています。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

地域ケアプラザ業務の質が高まるよう、福祉における多様な事業を経験した人材を法人全体で育成することで、適切な人員を配置します。

1 所長予定者の配置について

本会は、市内で多数の福祉施設の運営や幅広い福祉事業を実施しています。所長予定者には、施設管理者として必要な経験のある管理職、もしくは区社協における地域福祉の推進や地域ケアプラザでの勤務実績がある職員を内部登用により配置します。

2 必要な職員の確保、適正な配置について

常勤職員は、介護保険関連の専門職採用による配置や、法人内で特に地域福祉の推進に意欲ある職員を配置します。

また、本会の人材育成計画及びキャリアアップ支援制度による有資格者の確保と法人スケールを活かしたジョブローテーションにより、継続的に適切な人材を配置します。

外部へ向けては就職相談会等の実施、また職員紹介・職場紹介動画など、わかりやすいコンテンツを活用して有資格者の確保に努めます。

非常勤職員は、様々な媒体を活用し地域に根ざした施設として、できる限り地域の方を採用することにより、施設と地域をつなぐ役割を担ってもらいます。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を發揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

1 本会の人材育成について

本会では「人材育成計画」を作成し、「横浜市社協が組織として遵守すべき規準」を柱として、初任者から幹部まで職位ごとの「求められる職員像」や、地域ケアプラザでは職種別に経験年数に応じた「職務遂行能力」を具体的に示しています。それらに基づき、全職員に対して人事考課制度を導入しており、法人全体の方針をふまえた個人目標設定・業務遂行・自己評価・上司の評価・指導（振り返り）を職員ごとに行い、人材を育成しています。

更に、新任職員を対象とする教育システムとして「新人育成リーダー制度」を実施し、職場における日常的なOJT（実務を通じての教育・訓練）体制を構築しています。

2 地域ケアプラザの職員育成について

横浜市が示す「地域ケアプラザ業務連携指針」のほか、本会では次のとおり指針等を作成し、地域ケアプラザに従事する職員を育成しています。これらを活用して定期的に各々の業務能力を確認しながら、自身に不足している部分を明確化し、足りないスキルを向上することで質の高いサービスが提供できるよう取り組んでいます。

- (1) 地域ケアプラザ基本指針
- (2) 地域ケアプラザ業務指針
- (3) 5職種連携のあり方（保健師等、主任ケアマネジャー、社会福祉士、地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーター）
- (4) 地域ケアプラザ自己評価シート
- (5) 地域ケアプラザ業務に取り組む姿勢

3 研修計画について

法人の研修計画に基づき、各地域ケアプラザにおいて非常勤を含めた研修計画を作成し、職員一人ひとりが求められる役割を遂行するために必要な知識・技術の向上に努めています。新人育成リーダーの配置をはじめ、非常勤職員も含め日常的にOJTを実施していくとともに、内部研修だけではなく外部研修にも積極的に参加し、全体的な資質向上に努めます。

【組織内研修 主な内容】

(1) 実務研修

介護保険基礎研修

地域ケアプラザ職員研修（職種連携研修、新任包括支援センター職員研修 等）

介護予防支援研修

地域活動交流コーディネーター研修

第2層生活支援コーディネーター研修

サブコーディネーター・コミュニティスタッフ研修

職種別実地研修 等

(2) 職場研修

個人情報保護研修、人権研修、ハラスメント研修、虐待防止研修

衛生管理研修・訓練、BCP研修・訓練（自然災害、感染症）

コンプライアンス研修、認知症ケア研修、事故予防（防止）研修

緊急時対応研修、非常災害対策訓練、入浴介助研修 等

(3) 基幹研修

新任職員採用時研修

人権研修、ハラスメント研修、メンタルヘルス研修

コンプライアンス研修

階層別研修（対象別：新採用職員、新人育成リーダー、中堅、主任、管理職員など）

地域福祉実践力向上研修

コミュニティソーシャルワーク研修

法人全体研修 等

(4) 課題別研修

苦情解決研修

権利擁護の視点を学ぶ研修 等



部門を超えた職員全体研修

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

地域ケアプラザは、乳幼児から高齢者、障害のある方などさまざまな市民が利用する施設です。ご利用者が安心して安全に、かつ快適に利用できるよう、区役所と十分な連携をとり施設を維持管理します。また、施設の長寿命化に向け、計画的な維持保全を実施します。

1 安心・安全・快適に利用していただくために

日常清掃や定期清掃により施設を清潔に保持し、来館者の衛生に配慮します。また、地域の方々に施設を安全に利用していただけるように、実際にご利用される方々のご意見を取り入れながら、設備を維持管理します。

2 法令に基づく施設・設備の管理

建築物・建築設備・電気・消防等の各種法令に基づき、保守点検作業を実施します。

3 定期的な保守点検

設備の管理について、職員による日常点検と年間を通じた委託業者による専門的な定期点検を実施して、施設の不具合で利用者に不都合を生じさせないよう、不具合の早期発見、早期修理を心がけ、大規模な修繕を未然に防ぐよう取り組みます。

4 計画的な施設・設備の改修

利用される方が快適かつ安全に利用できるよう、計画的に施設及び設備の改修を実施します。経年劣化等に対し長寿命化を図るために、施設や設備の状況を正確に把握し、必要に応じて区福祉保健課を通じて改修します。※令和7年度に外壁改修工事予定

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。
※急病時の対応など。

本会内で発生した事件・事故やヒヤリハット事例を共有するとともに、日常点検の実施や各種手順の見直しを行うことで、重大な事故等の未然防止に取り組んでいます。

事件事故が発生した際は、「事故対応マニュアル」に則り、適切な初動対応を行った上で速やかに区役所等の関係機関へ報告します。

また、災害発生時に地域と協力体制が取れるよう、日頃から関係づくりを進めます。

あわせて福祉避難所としての役割を着実に果たすことができるよう、各種マニュアルや事業継続計画の整備、防災訓練や職員研修を計画的に実施します。

(3) 災害等に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定され

ていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の収集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

発災時には、本会の災害対策マニュアルに基づき、自身と利用者の安全確保や情報収集、必要に応じて避難誘導を行う等、安全確保に向けた対応を行います。

福祉避難所の開設要請があった場合に備えた事前準備として、区防災計画に基づき、「福祉避難所開設・運営マニュアル」を作成し、全職員で福祉避難所の役割や機能、運営方法等を共有することで、いざという時にも円滑に運営できるよう準備します。また、福祉避難所情報共有システムについても、迅速に対応ができるよう操作マニュアルを参照し、操作の訓練を行います。

福祉避難所の運営にあたる職員の確保に向けて、交通機関が機能しない状況でも迅速に収集できるよう机上収集訓練を法人全体で年1回実施し、最短の収集経路の確認や収集人数に応じた対応の検討等のシミュレーションを行います。

防災備蓄についても適切に管理し、避難者が安心して避難生活を送れるよう備えます。

イ 災害等に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組について、具体的に記載してください。

災害対策マニュアル以外にも、法人として初動行動マニュアル、事業継続計画等を整備するほか、全職員を対象とした安否確認訓練を行い、震災や風水害といった災害に備えています。

地域ケアプラザでは介護保険部門の事業継続計画を作成し訓練するほか、相談業務等で把握した発災時に特に安否確認が必要なケースについては、日頃から地区社協、民生委員等と情報共有するなどして、地域の見守りの取組につなげます。

また、地域防災拠点運営委員会が実施する地域の訓練等に参画し、有事に備えた日頃からの顔の見える関係づくりを進めます。

国内の大規模災害発生に伴う災害ボランティアセンターの運営への応援要請があった際には、法人として職員を派遣しており（能登半島地震：18名）、報告会等で知見を共有することで具体的な発災時の状況等についての理解を深め、万一の発災に備えます。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

地域ケアプラザは横浜市の公共施設であることを認識し、常に地域住民や利用者の視点にたった対応を心がけます。介護保険サービス事業者等に対しても公正・中立な立場にたち、利用者やその家族に介護保険サービス事業者を紹介する際は、偏りがないよう情報提供します。

1 利用者への公正中立な情報提供

居宅介護支援事業所を紹介する際は、複数の事業者情報を伝え、相談者が自ら選択できるよう、

また、不利益が生じないように努めます。

あわせて情報を提供する際、特定の事業所に偏る事が無いよう、日頃から情報を収集するとともに、日常的に所内で情報共有や相談を行います。

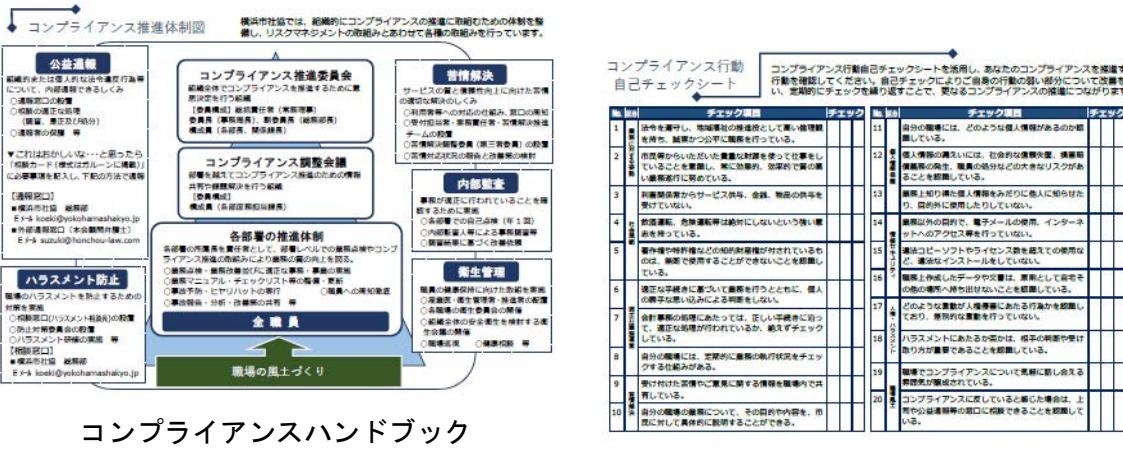
2 介護保険事業所との公正・中立な連携

公正・中立に情報提供できるよう、ハートページ等を活用して、特定の事業所に情報が偏らないよう心がけます。

3 コンプライアンスの推進

本会の職員は、関連する法律・諸規定を遵守し、地域福祉の推進を担う職員として、公私ともに常に良識を持った行動をとることを心がけます。その取組として、コンプライアンスハンドブックを全職員が携帯し、公正・中立な立場で業務にあたります。

また、法令遵守のみにとどまらず、積極的に市民の願いや期待に応え、行動することを目指します。地域福祉の推進役として職員一人ひとりが改革意識をもって考え方行動し、市民や関係機関との協働のもと地域の福祉課題を把握し、その解決に取り組みます。



(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

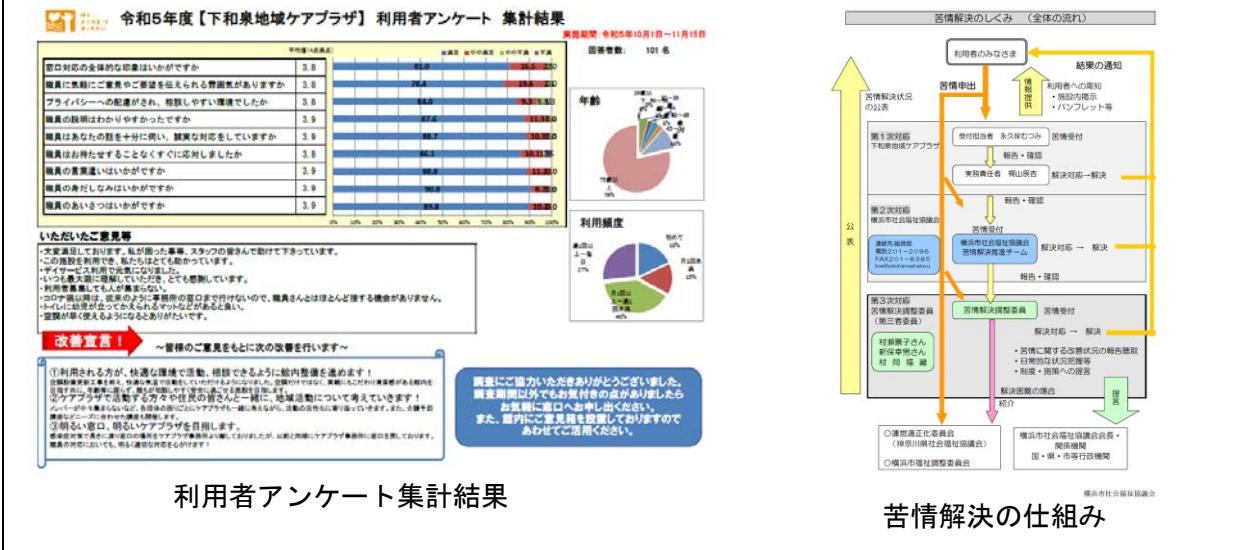
利用者アンケート（毎年実施）を実施するとともに、館内にご意見箱を設置することで、施設を利用される方からのご意見・ご要望をお受けする体制を整備します。

また、日常的な利用者とのコミュニケーションの中から聞き取ったご意見・ご要望は、業務改善の機会ととらえ、部門会議等で検討の上、改善に取り組みます。

申し出ていただいた苦情については、それぞれの申出者の思いを真摯に受け止め、解決策や対応策について検討し、苦情相談対応マニュアルに沿って迅速に対応します。

なお、本会では、3名の外部有識者（法律、人権、社会福祉）で構成する苦情解決調整委員による苦情解決制度を有しており、地域ケアプラザに係る苦情についても本制度に基づき、適切に対応しています。所属（一次対応）、本会幹部職員で構成される苦情解決推進チーム（二次対応）において

て解決に至らない苦情については、苦情解決調整委員（三次対応）の対応により解決を図ります。



(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

1 個人情報の保護について

個人情報保護法や横浜市個人情報保護に関する条例に基づき策定されている本会の「保有する個人情報保護に関する規程」に基づき、適切に個人情報を管理・活用します。

また、個人情報保護に関する研修を実施するとともに、取得する個人情報は必要最低限のものとし、不要となった情報は適切に廃棄処理するなど個人情報の適正な取り扱いを徹底します。取得した情報の管理については、個人情報の記載された書類は事務室内の書庫に保管し、終業時には施錠を徹底しています。各職員のパソコンについても、セキュリティワイヤーで固定するとともにパスワード管理をしており、外部への個人情報の持ち出しは原則禁止としています。

あわせて年に1回、全部署を対象に自主点検を実施し、改善に取り組んでいます。

2 人権尊重について

相談対応や事業実施にあたっては、すべての職員が常に相手の立場に立って行動するように努めています。

また、社会福祉の従事者として、人権問題に対して正しい理解と認識を深め、人権尊重を基調として行動できることを目指して、人権研修を人材育成計画における基幹研修として位置づけ、実施しています。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

1 環境への配慮

少量化を目的にゴミ自体を減らすとともに、ゴミを排出する場合は適切に分別し、大切な資源としてリサイクルに取り組みます。また、リサイクルペーパーなどエコロジー商品を積極的に購入します。

地球温暖化への対応（横浜市地球温暖化対策実行計画の推進）として、未使用の部屋の消灯、クールビズ・ウォームビズを推進し、空調機の室内温度設定を夏は28度、冬は20度として節電に努める等、施設運営の省力化を進めます。

2 市内中小企業への優先発注

業務委託や物品購入等の発注については、横浜市中小企業振興条例と本会経理規程に基づき、中小企業への優先発注を意識した取扱いとします。特に100万円以上の費用が発生する契約については、市内中小企業を優先指名することを規定した本会業者指名基準要綱に則り、本会業者選定委員会においてその対象となる業者を選定します。

3 障害就労施設等からの物品等の積極的な調達

障害者就労施設等からの物品等の積極的な調達については、法人として『よこはま障害者共同受注総合センター事業』を横浜市から受託し、企業や行政等からの市内対象施設への受注促進等に取り組んでいます。本施設においても、物品調達の際はエリア内を中心とした障害者就労支援施設等へ発注します。

4 男女共同参画の推進

女性が活躍できる環境を整備し女性活躍の取組を加速させるため、法人として『女性の職業生活における活躍の推進に関する行動計画』を定め、女性職員が、職業生活において十分に能力を発揮できる雇用環境づくりを進め、優良な企業として認定を受けています。本施設の運営においても、男女ともに全職員が職業生活と家庭生活との円滑な両立を可能にするため、ワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、定期的及び不定期にも面談を実施する等、本人の意思が尊重される機会を積極的に設けます。

5 障害者の就労推進

法人として定めた『障害者雇用推進方針』に基づき、就労支援センター等とも連携し、法定雇用率を達成しています。今後も各職場で障害の有無に関わらず各職員がいきいきと働く職場づくりを目指し、本会全所属における障害者雇用推進に取り組みます。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を

行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

各時間帯・各部屋が市民の福祉保健活動に有効活用されるよう、各部屋の特徴や設備・貸出物品等の情報を提供し、利用者数の増加を目指します。また、地域包括支援センター、地域活動交流における相談や通所介護、居宅介護支援部門それぞれが地域の方に活用していただけるよう、情報提供にあたり様々な媒体（ホームページ、広報紙）を使用して、必要な人に必要な情報を提供します。

また、貸館予約空き状況や夜間閉館予定等は館内掲示や、ホームページに適宜掲載し情報提供することで利便性の向上を目指します。既存の登録団体に関しては、毎年部屋利用者懇談会を開催し、利用規約の説明を改めて行うことで、全団体がルールに沿って気持ちよく利用ができるよう努めます。部屋利用者懇談会では様々なテーマを設け、団体同士が交流を図れる機会となることや、地域ケアプラザの機能について情報提供し理解を深めることで、活動促進及び利用促進につなげます。



貸館予約空き状況

部屋利用者懇談会（3A体験）

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）

高齢者・子ども・障害者等幅広い分野の相談への対応についての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

どのようなお困りごとにも対応することを目指し、日頃から区役所や関係機関、地域住民と連携し顔の見える関係を構築することで、複合的なニーズを含む幅広い相談に速やかに対応できるようにします。

【具体的な取組】

- (1) 定例カンファレンス（5職種、区役所、区社協）の実施（高齢者・障害者）
- (2) 子育てネットワークへの参画（子ども）
- (3) 施設連絡会の開催（高齢者・障害者・子ども）

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的

な管理運営に対する考え方を記載してください。

地域ケアプラザを運営するうえで、区役所や地域内の関係機関及び区内各専門機関との連携が最重要であると考えます。日頃からの顔の見える関係づくりに努め、双方向での情報把握や連携した関係づくりを目指します。

1 所内の連携

所内においては、地域ケアプラザが日常生活圏域における地域支援を進めるため、本会が作成した「地域ケアプラザが取り組む地域支援～5職種連携編～」の考え方により、地域活動交流事業、地域包括支援センター、生活支援体制整備事業と協働し、地域課題の把握、地域支援業務を進めます。

5職種と所長で、地域行事・会議等への参加を通して状況把握し、定期的に情報共有・分析を実施します。また、介護保険部門（通所介護、居宅介護支援）が把握した個別課題の傾向等を指定管理部門と共有し、個別課題から地域課題を捉える機会としていきます。

2 関係機関との連携

区行政や区社協、福祉施設等の専門機関との連携を強化するため、日頃から顔の見える関係づくりに努め、双方向での情報把握や互いの役割を理解した関係性を目指します。

施設連絡会や泉サポートプロジェクト等と連携し、地域課題の共有やニーズに沿った地域貢献活動の実施・検討を進めます。

また、合築施設である地区センターと、日常的に話し合いや情報共有を行い、互いの機能を理解し合い、イベント共催等を介して、地域からの幅広い期待に応えていけるよう連携していきます。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

区役所、区社協、地域ケアプラザが一体となり、住民活動の拡充や専門機関も含む支援体制の整備を進め、必要な地域活動を住民とともに考え、組織化や活性化(つながりづくり、担い手の育成、新規事業化 等)を支援・協働していきます。

1 顔の見える関係づくり

ネットワークの構築において、「顔の見える関係づくり」は不可欠です。自治会町内会、地区社協、民児協、老人クラブ等、地域関連団体の会議や行事に定期的に参加し、地域ケアプラザの役割をお伝えし、気軽に相談しあえる関係をつくります。

2 地域ケア会議や協議体の推進

個別ケースの検討を積み重ねる中で、地域に不足している資源やサービス、連携が不十分な

職種や機関、深刻化が予測される地域の課題等を明らかにしていきます。これらを地域住民等の関係者で共有し、加えて5職種が連携することで、地域課題の検討や課題解決に向けた検討を行う会議等を進めていきます。

3 身近な地域でのつながり・ささえあい活動の推進

「身近な地域のつながり支えあい活動推進事業」は、必要な支援に結び付いていない人を近隣住民の気づきによって早期発見し、住民との協働による支援や居場所づくり・役割づくりを行いながら、「個」を意識した地域づくりを進めて行く本会独自の取組です。

市社協本部・区社協との連携とともに関係機関の協力を得ながらこの取組を推進します。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

区の事業等に積極的に参加・協力し、区政運営方針（基本目標：みらいへ進もう！地域とともに）の実現のために各関係機関と協働を進めます。

また、地域課題の解決に向け、区行政や地域活動者と協働しながら、個別課題に係る情報提供等、地域ケアプラザならではの役割を果たすとともに、区の重点事業「②区民の皆様とともに育む持続可能な地域づくり～はぐくもう！地域の力～」「④あらゆる世代がいきいきと暮らせる繋がりづくり～ささえあおう！健やかなまち～」の実現のため、地区社協や民児協、子育てネットワーク、福祉施設等と連携・協力を進めます。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

泉区地域福祉保健計画における地区別計画の地区支援チームの一員として、区役所・区社協、そして地域住民とともに、計画の推進に積極的に取り組みます。

地区支援チーム会議には、所長、地域活動交流コーディネーター、生活支援コーディネーターが中心となって参画し、地域包括支援センターの専門職も必要に応じて随時加わります。

地域ケアプラザは、最も地域に近い福祉施設であるという位置づけを意識して、地域情報の収集と地域ケアプラザの機能を活かした支援を継続していきます。また、収集した情報は、地区支援チームの会議等で共有し、解決や地域への協力につなげます。

特に、地域包括支援センターの総合相談で把握した個別の困りごとを集約・分析することで、地域課題として解決に向けた取組を地区別計画にも反映できるよう働きかけます。具体的には、地域包括支援センターへ多く寄せられる事例を広報紙等に掲載することで、地域住民に身近な困りごとを認識してもらい、我が事として捉えられるよう情報発信し、啓発を進めます。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア　自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

より多くの地域住民に地域ケアプラザに訪れてもらえることを目的に、各世代に向けての事業を展開し、地域ケアプラザの機能や役割を周知します。

事業実施にあたっては、地域ニーズの把握と解決に向けて、地域ケアプラザ内の全部門をあげて実施するとともに、地域住民と連携・協働して取り組みます。

1 高齢者事業

地域ケアプラザが立ち上げに携わった「役立ち隊」「福祉の会」「庭の手入れの会」等、地域課題の解決に向けて活動している団体の定例会に参画し、最新の地域情報を収集するとともに、課題を共有することで活動の継続と発展を支援します。

2 子育て支援事業

子育てネットワークへの参画を活かして地域の保育園・幼稚園・学校と連携することで、地域の子どもたちが祭りや防災訓練等の地域活動で活躍できる環境をつくり、地域と子どもをつなぎます。また、学齢期への支援として、一般社団法人かけはしと協働した居場所事業を展開し、学齢期の子どもや親の居場所の発展を目指します。

3 障害児・者支援

障害のある人も、自分自身が興味のある分野でボランティアとして参加することで地域住民と交流し、関係性を築いていけるよう支援します。また、エントランスを提供し、障害事業所の製作品の販売を毎月行い、来館者への周知啓発を進めます。



庭の手入れの会



子育てサロン大集結@泉が丘中

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

地域ケアプラザの貸館事業が、地域の方々に有効に利用していただけるよう最新の空き状況を提供するとともに、ご利用される団体からの意見や要望を伺う機会を定期的に設け、いただいたご意見を施設運営に反映していくことで、利用される方々の視点に立った利用しやすい施設づくりを行います。

1 情報提供および周知

(1) 館内掲示、ホームページでの周知

貸館予約空き状況や夜間閉館予定等は館内掲示や、ホームページに適宜掲載し、情報提供することで利便性の向上を進めます。

(2) 部屋利用者懇談会の開催

年2回開催し、利用規約説明を随時行うことで、全団体がルールに沿った利用ができるよう努めます。また、様々なテーマを設け、団体同士が交流を図れる機会とすることや、地域ケアプラザの機能について情報提供し理解を深めることで活動促進及び利用促進につなげます。

(3) 広報紙への掲載

部屋利用団体の活動紹介・募集等を適宜掲載し、地域住民へ広く周知します。

2 意見・要望の収集

(1) 利用者アンケートの実施

(2) 部屋利用者懇談会の開催（再掲）

(3) 日常的なヒアリング（点検時等）

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

地域福祉保健計画（地区別計画）等から挙げられる、「必要とされる地域活動」を担う人材の発掘・育成を念頭に、これまで地域の福祉保健活動に参加したことが無い方に対して、地域活動情報を提供することで参加のきっかけを作る等、関係機関や地域団体と協力体制を整えてボランティアの発掘や育成を実施します。

個人ボランティアの活動支援や相談に対して、区社協のボランティアセンターと連携し対応していきます。定期的なボランティア登録者の更新作業を行い、継続的に関わっていきます。

また、既存のボランティア団体には後方支援として関わり、コロナ禍を経て、活動が再開してきている昨今、地域ニーズの具体化や団体ニーズを踏まえ、やりがいのあるボランティアとして参加できるよう、日頃からコミュニケーションを密に取っていきます。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

1 情報収集について

地区社協等の地域の会合や地域サロン・ミニディサービス等（地域の事業等）に参加した際には、地域から得た情報を地域支援記録に整理し、部門間での情報共有を行います。また、地域アセスメントシートを常に更新し、そこから見えてくる課題に対して解決に向けて取り組みます。

部屋利用者懇談会等を開催し、地域活動団体同士の情報交換や情報提供の場とともに、団体同士の協力・連携等の関係づくりを進めます。

2 情報提供と発信について

情報提供に関しては、広報紙やホームページ、館内壁面を利用したパネル展示等、様々な媒体を活用します。広報紙やチラシの発行物は文字の大きさや色を統一する等、情報が伝わりやすくなるよう工夫して効果的な情報発信に努めます。また、福祉関係機関や事業所のほか、商店・金融機関・病院等、地域住民が日常的に利用する場所に広報紙やチラシを配架依頼します。



(館内掲示) 下和泉地区



(館内掲示) 富士見が丘地区

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

5職種と所長だけではなく、介護保険部門においても個別課題から地域課題をとらえる視点を常に意識し、それぞれが集約した情報を共有することで、部門間の連携を図るための定期的な会議を開催します。あわせて、職員それぞれの専門性を高めるよう日常的なOJTや研修参加を通して個々のスキルアップと多職種の役割等についてお互いに理解し、施設全体のチーム力の向上を図ります。

また、市・区行政から発信されている統計データを地区ごとに分析し、生活ニーズを把握します。データについては、専門職で共有するだけでなく、地域にも可能な限り開示しながら、地域とともに現状を把握していきます。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法及び多様な主体との連携方法について、具体的な取組を記載してください。

他施設で行われている民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源との連携事例を共有し、5職種が連携して単位町内会ごとの地域活動の情報収集や分析、個別ケースの課題分析をすすめ、地域ごとの特徴や傾向を明らかにし、区社協の地区担当者と地区的活動支援の状況、取組・支援方針について情報を共有します。

必要に応じて、新規に関係者を集めた連絡会を開催すること等、新たな活動の創出にも取り組みます。具体的には、ケアマネジャーと民生委員、ボランティアがそれぞれの役割について情報交換できる連絡会や、ケアマネジャーが地域の社会資源を知りプラン作成に活用するための勉強会等を開催します。

企業と地域活動者と拡充を図っている「ぽかぽかマート（移動販売）」についても、事務局として活動を支援し、その内容をケアマネジャーのみならず、多くの関係機関等へ周知します。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に記載してください。

地域が把握している情報や地域ケアプラザ全部門での連携を通じた情報の整理や課題の把握や地域づくりにおける意識の統一を図りながら、地域の皆様の主体的な取組につながるよう協議体を位置づけ、運営していきます。

移動販売の実行委員会である「ぽかぽかマート実行委員会」を定期開催し、活動拡充について検討を継続します。



ぽかぽかマート実行委員会
(他CPと意見交換会)



移動販売（富士塚）

エ 高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載してください。

地域包括支援センターや関係機関に寄せられる相談等から、フレイルから要支援の状態にある高齢者の個別の生活ニーズ把握に努めます。これまでに把握した地域活動情報システム「Ayamu」を活用した社会資源をマッチングするだけでなく、ニーズにあわせて必要な社会資源等の開発についても検討実施し、高齢者が住み慣れた地域の中で、これまでの生活が維持できるよう、また高齢者自身が適切に活動を選択できるよう支援します。

これまで把握・整理を行ってきた資源について、フレイルから要支援の個別ニーズに併せたマッチングが行えるよう、再度アセスメントと整理を行います。

外出困難な方向けの移動販売等の既存活動を、地域住民とともに支援する取組を継続します。また、福祉施設が多い地域性を活かし、施設間連携をもとにした地域支援についても協働します。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

地域の住民が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域へ積極的に出向き地域のニーズ把握に努めるとともに、住民の交流の場づくりや見守り活動を地域の方と協力し推進していきます。

また、介護予防の取組や要介護状態になっても安心して生活を継続できるよう地域の関係機関と協力し、地域包括ケアシステムの推進を図ります。

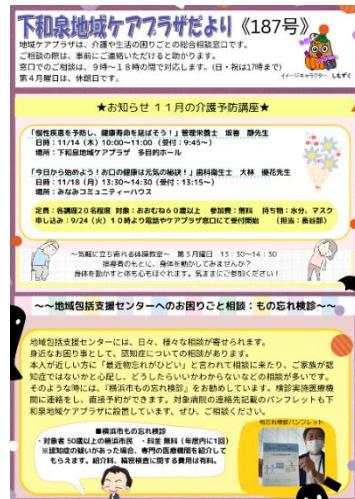
地区社協や民児協の定例会等へ出席する中で、最新の情報を共有し、課題解決への早期対応に努めます。また、広報紙への相談事例掲載、相談専用名刺の配布、サロン等での介護保険制

度説明等を行い、地域の身近な相談窓口として、機能が十分に果たせるよう積極的に取り組みます。



相談専用名刺

広報紙へ相談事例掲載（下段）→



イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

認知症に関する知識、最新の情報を収集するとともに、地域包括支援センターが相談窓口であることを周知します。相談があった場合には、本人の状況、家族をはじめとする支援者や関係者の状況を迅速かつ的確に把握し、適切な支援が受けられるように対応します。また、継続的な状況把握に努め、ケアマネジャーとも連携・協力して支援します。併せて、常時情報共有ができるように、日頃から区役所や関係機関等との連携を密に図ります。

また、チームオレンジの取組を推進し、認知症当事者と家族がともに地域の中で、安心して生活することができるよう、民生委員やケアマネジャー、認知症キャラバンメイト、認知症サポートとも連携・協力して支援します。

【具体的な取組】

- (1) 認知症キャラバンメイト連絡会の開催
- (2) 認知症サポーター養成講座の開催
- (3) 認知症カフェ「ぽかぽかサロン」への支援
- (4) 横浜市物忘れ検診についての周知



認知症サポーター養成講座



認知症カフェ「ぽかぽかサロン」

ウ 権利擁護事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

高齢者虐待の未然防止や早期発見及び適切な対応を実現するため、迅速かつ的確な情報収集に努め、区役所や関係機関等との連携を密に図りながら対応します。また、認知症等により意思決定に支障のある高齢者の権利が守られるよう、終活や消費者被害未然防止の講座を行い、啓発や注意喚起をしていきます。

【具体的な取組】

- (1) 高齢者虐待に関するカンファレンスの実施
- (2) 高齢者虐待研修の開催
- (3) エンディングノート啓発講座の開催
- (4) 成年後見制度の勉強会の開催
- (5) 消費者被害未然防止講座の開催

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

■包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

ケアマネジャーと民生委員の関係構築を目的とした交流会を開催し、必要な情報や課題の共有を図ります。また、地域で開催されているサロン等の日常的な場面に出向き、介護保険制度についての理解促進を支援して、ケアマネジャーと支援の必要な方がつながりやすい環境の整備を進めます。併せて、生活支援体制整備部門と連携し、多様な地域資源をケアマネジャーがケアマネジメントの実践に活かせるよう、情報を集約・発信・共有して支援します。

■在宅医療・介護連携推進事業

エリア内のケアマネジャーが、医療機関に対して相談しやすい体制を構築するきっかけとして、地域ケアプラザ協力医との勉強・懇談会を定期開催し、医療・介護の専門職の顔が見える関係づくりの機会を創出します。

また、地域ケア会議に障害者支援の専門職や医療職の参加協力を得ることで、地域関係者やケアマネジャー、サービス事業所等に向けて医療に関する知識の提供とともに、地域課題等の共有を図っていきます。



認知症VR体験会



成年後見制度の勉強会

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

医療・介護の専門職や地域住民と検討を実施してきた個別地域ケア会議結果を自治会や民児協等の機関と成果を共有し、地域課題の把握と分析をします。

地域ケア会議から見出された課題に対し、5職種が区社協等と連携し地域包括ケアシステムを推進します。

介護保険等の相談件数が特に少なく、地域の高齢者状況を把握しきれていないエリアにて地域ケア会議を開催することで、住民同士のつながり等を把握し、支援を必要とするケースの把握や課題等について地域住民と共有していきます。その上で、本人・家族、地域活動者、医療・福祉等の専門職によるネットワークづくりに取り組み、個人を支えることで地域を支えることにつながるということの理解を促進します。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

適正なケアプラン作成のため、プランナーの確保と資質向上に向けた研修を定期的に実施します。また、公正・中立な立場を基本に居宅介護支援事業所への委託は、委託先が偏らないよう幅広い事業所へ委託します。

ケアプラン作成にあたっては、地域で行われる活動への参加もプランに加えることで、地域全体でその方の介護予防が進められることを意識したプラン作りを心がけるとともに、予防プラン作成を委託している居宅介護支援事業所への最新の地域情報を提供します。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を継続できるよう、介護予防（フレイル予防）の普及啓発を行います。体力向上・認知症予防等の介護予防講座や体操教室を行い、介護予防やフレイル予防に取り組むきっかけづくりを進めます。講座の企画は、近隣の福祉施設や医療機関とも連携し、より地域の実情に沿った専門性の高い講座を行います。また、講座や事業の終了後も継続して自発的な介護予防への取組につながるように支援します。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのようにしていくかを記載してください。

ケアマネジャー等の専門職が、地域のインフォーマルサービスを積極的に取り入れたケアプラン作成ができるよう、地域資源のリスト化や具体的な活動紹介等を、区連絡会（ケアマネフォンデ）やエリア内連絡会（ケアマネタイム）にて周知し、ケアマネジメントの実践に活かせるような情報の集約・発信・共有をします。

また、活動の立ち上げから時間が経過したことにより、現行の地域ニーズと内容が合致しているか見直しが必要な活動については、個別相談から把握した困りごと等を所内で整理し、地域と共有することで、活動者自身が見直し・検討できるように働きかけます。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

介護保険法の目的に添い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援すると同時に、利用者の家族が身体的、精神的負担を軽減できるよう介護計画（居宅サービス計画）を作成します。身近な相談・支援の窓口としての機能が発揮できる居宅介護支援事業所を目指します。

1 尊厳の保持・自立支援の視点

利用者の意思を尊重し、心身の状況や環境等に応じて、可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活（要介護状態の予防、軽減又は悪化の防止等）が送れることを目標にして、居宅サービス計画を作成します。

介護保険サービスなどのフォーマルサービスだけでなく、地域の資源である地域活動等のインフォーマルサービスも積極的に活用します。

2 多職種、関係機関との連携

区役所や地域包括支援センター、地域の福祉・保健・医療サービス、ボランティア団体等の関係機関と連携を図るとともに、多様な事業者から総合的・効率的にサービスが提供されるように調整します。その際には公の施設における事業提供であることを踏まえ、公正中立な立場で対応します。

3 個別課題から地域課題へ

利用者支援を通じて把握した個別課題を整理し積み重ねていくことが、地域課題の把握につながると考えます。そのため、整理した個別課題を区役所や地域包括支援センターに発信するとともに、地域の社会資源である居宅介護支援部門として、他部門と連携し、地域課題の解決に取り組みます。

4 研修・情報共有による人材育成

定期的に勉強会や研修へ積極的に参加できるよう体制を整え、ケアマネジャーのスキルアップを図ります。

また、地域包括支援センター主任ケアマネジャーの協力を得て、所内で他事業所も交え事例検討を定期的に行い、アセスメント力の向上を図ります。

(6) 通所介護等通所系サービス事業

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

本会の理念に基づいたデイサービス提供方針により、利用されるお一人お一人の生き方を大切にし、その人らしく生き活きと健やかに過ごせるようにサービスを提供します。また、ご家族にとても安心して生活上の相談ができる身近な窓口として、住み慣れた地域で在宅生活が継続できるように取り組みます。

1 自立支援の視点

- (1) ご自身でできることを増やし、ご自宅での生活を生き生きと過ごしていただけるように利用者の意欲や能力を引き出す支援に努めます。
- (2) 集団体操や機能訓練では、ご自宅での生活を送るために目的のある動作を取り入れます。
- (3) 個別性を尊重し、ご自身で選択・自己決定できるように選択制プログラムを提供します。

2 地域住民、関係機関との連携

- (1) 地域に開かれた施設として、ボランティア活動を積極的に受け入れ、交流を広げていきます。また、学校等の関係機関との交流を図り、教員免許取得実習生や小・中学生の福祉教育の受入を行い、福祉活動のきっかけづくりを行います。
- (2) 他部門と連携し、地域のサロンや事業等に介護技術等の講師として参加することで、専門的な知識を生かし地域貢献に取り組みます。あわせて、地域ケアプラザの役割について周知して

いきます。



利用団体による行事でのダンス披露



東海道五十三次チャレンジシート

3 職員の資質向上

法人の研修計画にプラザ独自の研修プログラムを設定し、習熟度に合わせた研修に参加できる体制を整えていきます。また、研修参加が難しい職員に対しても会議等を通してミニ研修を実施し、専門職としての知識・技術を向上するよう努めています。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

1 人件費

地域活動交流部門は当該地域における地域福祉を住民とともに推進し、地域包括支援センターは専門部署として相談や事業を実施していきます。そのため、各部門の効果的な業務推進、質の高いサービス提供ができるよう、職員の配置が可能な額を積算しています。

2 事業費

事業計画を基本に、必要経費を積算しています。期中における新たな取組による費用発生も想定されますが、限られた人員の中で事業を拡大し続けることは困難であるため、既存事業も見直しながら予算の範囲内で執行できるよう努めます。

3 事務費

必要最低限の経費を計上し、経費節減に努めます。特に施設利用者の使用する備品類の劣化が進んでいるため、指定期間中に計画的に更新できるよう費用を配分しています。

4 管理費

利用者の安全性、快適性に直結する設備保守費用や清掃費用は不足することがないよう、前指

定管理期間中の金額を基本に積算しています。また、光熱水費については、引き続き省エネを徹底することを前提に、費用をこれまでの支出状況に合わせて積算しています。

以上のような費用積算の考え方により費用を積算し、指定管理料の不足分は介護保険事業の利用料収益を活用して充当する計画としています。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

1 利用料金の収支の活用について

経験豊富な職員を地域包括支援センター等、指定管理料での事業部門に配置することとし、指定管理料に不足分が生じた場合には、介護保険事業における収支差額（収益）を充て、質の高いサービスを提供します。

2 運営費の効率性について

(1) 一括入札・契約の実施

市内で複数の指定管理施設を受託している利点を活かし、引き続き、建物・設備保守管理業務契約等の一括入札が可能な契約を集約し、効率的に運営費を執行します。

また、備品・消耗品についても一括購入する等、経費の縮減に努めています。

(2) 省エネの徹底

利用者の快適性を損なわない範囲で節電、節水を徹底して経費の縮減を図ります。

(3) 契約における競争性の確保

本会経理規程に則り、保守管理契約はもとより、施設単体で契約する備品や消耗品の購入に至るまで入札や見積もり合わせを行って業者の競争性を確保し、経費を縮減します。

(4) ワーク・ライフ・バランスの推進による効率性の向上

ノ一残業デー、年休取得目標の設定等ワーク・ライフ・バランスを推進することで、各職員の業務の効率性を向上させ、職員の定着率を上げるとともに超過勤務経費を縮減します。

(5) スケールメリットを活かした職員採用、育成

職員採用の事務と職員育成のための研修を法人が一括で行うことで、施設単位での職員採用、育成に係るコストを縮減します。

指定管理料提案書
(横浜市下和泉地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	■					
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	■					
事業費		保険料、諸謝金費、広報費、共催事業負担金 等	□					
事務費		通信費、複合機リース・保守、施設賠償責任保険、職員等研修費、振込手数料、租税公課、業務システム関連経費 等	■	3,278,350円	3,278,350円	3,278,350円	3,278,350円	3,278,350円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	□	5,881,000円	5,881,000円	5,881,000円	5,881,000円	5,881,000円
小破修繕費		・小破修繕費 474,000円		474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		0円	0円	0円	0円	0円
施設使用料相当額				-1,406,000円	-1,406,000円	-1,406,000円	-1,406,000円	-1,406,000円
合計				23,394,000円	23,394,000円	23,394,000円	23,394,000円	23,394,000円
			うち団体本部経費	1,451,000円	1,451,000円	1,451,000円	1,451,000円	1,451,000円

※1:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人工))+(地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)+(地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(2) 地域包括支援センター運営事業

項目	積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□				
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	□				
事業費	保険料、事業通信費 等	□					
事務費	通信費、複合機リース・保守、施設賠償責任保険、職員等研修費、振込手数料、業務システム関連経費 等	□	1,518,000円	1,518,000円	1,518,000円	1,518,000円	1,518,000円
管理費	・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	□	1,619,000円	1,619,000円	1,619,000円	1,619,000円	1,619,000円
小破修繕費	・小破修繕費 126,000円		126,000円	126,000円	126,000円	126,000円	126,000円
協力医	・協力医 630,000円		630,000円	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		-836,250円	-836,250円	-836,250円	-836,250円	-836,250円
合計			26,755,000円	26,755,000円	26,755,000円	26,755,000円	26,755,000円
		うち団体本部経費	0円	0円	0円	0円	0円

※2:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工))+(地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)+(地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(3) 生活支援体制整備事業

項目	積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・生活支援Co	□				
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・生活支援Co	□				
事業費	広報費 等	□					
事務費	旅費、消耗品費 等	□	47,000円	47,000円	47,000円	47,000円	47,000円
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合 は記載してください。>		0円	0円	0円	0円	0円
合計			6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円
			うち団体本部経費	0円	0円	0円	0円

※3:生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(4) 一般介護予防事業

項目	積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業費	事業消耗品費、保険料、賃借料、 諸謝金費 等	□	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
合計			154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
			うち団体本部経費	0円	0円	0円	0円

収支予算書
(横浜市下和泉地域ケアプラザ)

項目		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収入 横浜市 支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業	23,394,000円	23,394,000円	23,394,000円	23,394,000円	23,394,000円
	地域包括支援 センター運営事業	26,755,000円	26,755,000円	26,755,000円	26,755,000円	26,755,000円
	生活支援 体制整備事業	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円
	一般介護予防 事業	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
		56,488,000円	56,488,000円	56,488,000円	56,488,000円	56,488,000円
収入 介護保険 事業収入	介護予防支援事業 ・第1号介護予防支 援事業	13,618,000円	13,618,000円	13,618,000円	13,618,000円	13,618,000円
	居宅介護支援事業	17,227,000円	17,227,000円	17,227,000円	17,227,000円	17,227,000円
	通所系 サービス事業	78,881,000円	78,881,000円	78,881,000円	78,881,000円	78,881,000円
		109,726,000円	109,726,000円	109,726,000円	109,726,000円	109,726,000円
	その他収入	0円	0円	0円	0円	0円
		166,214,000円	166,214,000円	166,214,000円	166,214,000円	166,214,000円
支出 内訳	人件費	118,324,000円	118,324,000円	118,324,000円	118,324,000円	118,324,000円
	事業費	25,989,000円	25,989,000円	25,989,000円	25,989,000円	25,989,000円
	事務費	5,632,000円	5,632,000円	5,632,000円	5,632,000円	5,632,000円
	管理費	15,039,000円	15,039,000円	15,039,000円	15,039,000円	15,039,000円
	その他	1,230,000円	1,230,000円	1,230,000円	1,230,000円	1,230,000円
		166,214,000円	166,214,000円	166,214,000円	166,214,000円	166,214,000円
		うち団体本部経費	2,902,000円	2,902,000円	2,902,000円	2,902,000円
収支		0円	0円	0円	0円	0円

**賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書
(横浜市下和泉地域ケアプラザ)**

1 地域ケアプラザ運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.2300人	1.2300人	1.2300人	1.2300人	1.2300人

臨時 雇用 職員等	①	基礎単価					
	配置予定人数	2.4000人	2.4000人	2.4000人	2.4000人	2.4000人	
②	基礎単価						
	配置予定人数						
③	基礎単価						
	配置予定人数						

2 地域包括支援センター運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	3.0000人	3.0000人	3.0000人	3.0000人	3.0000人

臨時 雇用 職員等	①	基礎単価					
	配置予定人数						
②	基礎単価						
	配置予定人数						
③	基礎単価						
	配置予定人数						

3 生活支援体制整備事業における基礎単価及び配置予定人数

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

4 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

「1地域ケアプラザ運営事業」及び「3生活支援体制整備事業」は主事または嘱託、「2地域包括支援センター運営事業」は主事または介護主事の有資格者、保健師または地域経験のある看護師を配置 「1地域ケアプラザ運営事業」における配置予定人数に、地域ケアプラザ運営支援業務に従事する本部職員の人事費として0.23人工を計上
--